

週休2日工事特記仕様書

項 目	特記事項
「週休2日工事」の実施について	本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山県営繕工事における週休2日工事实施要領」に基づき実施するものとする。 1 定義 （1）週休2日工事における「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 （2）「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。 （3）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。 （4）「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。 （5）「4週8休以上」とは、次に掲げる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）の算出において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。 ① 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。 ② 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 2 実施方法 （1）受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。 （2）受注者は、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、計画表を提出するものとする。 （3）受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を工事看板・仮囲い等で現場に掲示するものとする。 （4）受注者は、計画表に現場閉所（現場休息）の実績を記入し、毎月初めに監督員に提出しなければならない。

3 設計変更

- (1) 監督職員は、受注者が作成する計画表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- (2) 通期の4週8休以上を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数 1.04 により労務費を補正し、通期の4週8休以上を達成することができなかった場合は、補正係数 1.00 により労務費を補正し、請負代金額のうち労務費補正分を変更する。

4 履行報告書

週休2日工事を実施して、通期の4週8休以上を達成し、しゅん功検査に合格した受注者に対しては、週休2日工事履行証明書を発行する。

5 その他

「岡山県営繕工事における週休2日工事实施要領」及び計画表などの参考資料については、岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページを参照するものとする。